様式第６（第１５条関係）

許　　可　　証

指令第１号

住　所　　愛知県知多市にしの台四丁目19番地の13

氏　名　　株式会社三四四
　　代表取締役　千賀　貴彦

令和８年２月９日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、次によりこれを許可する。

令和８年４月１日

半田市長　　久　世　孝　宏

業　務　の　区　別	一般廃棄物処理業（収集・運搬）
取扱廃棄物の種類	事業所から排出される一般廃棄物 特定家庭用機器再商品化法施行令第一条に定める機械器具
業　務　の　区　域	半田市内
許　可　期　間	令和８年４月１日から令和10年３月31日まで
許　可　の　条　件	１．廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例等の関係法令を遵守すること。 ２．申請書に記載されている事項に相違しないこと。 ３．その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。